

渡邊幹夫さんボーナスカット本人訴訟!

第1回口頭弁論で会社の不当性を訴える!



4月18日、10時30分から大阪地方裁判所第611号法廷で渡邊幹夫さんボーナスカット本人訴訟が開始され、第1回目の口頭弁論で渡邊さんが堂々と意見陳述を行い、ボーナスカットの不当性、カット理由すら明らかにしない会社の不誠実性を裁判所に訴えました。

渡邊さんは、2012年の年末手当、2013年の夏季手当を不当に減額され、その撤回と減額理由を求めて1月16日、大阪地裁で労働審判の闘いを行いました。しかし会社は、カット理由を全て明らかにすることを拒否し、審議に時間がかかるからと労働審判での決着から逃げてしまいました。その結果、自動的に裁判での闘いに移行することになりましたが、渡邊さんは裁判でも会社の不当性をしっかり明らかにしてきました。

次回は、9月5日(金)の13時30分からです。多数の参加をお願いします。

JR 西労尼崎電車区分会が渡邊さんを激励



4月7日、JR 西労尼崎電車区分会が渡邊さんの激励に来てくれました。尼崎電車区分会の足立分会長、中村執行委員、南波執行委員が地本事務所を訪れ、渡邊さんが JR 東海労に加入してしっかり闘い抜いていることに対して JR 総連の仲間として今後も一緒に闘っていこうと激励の言葉をかけて頂きました。今後も組織拡大に向けて全国の仲間と共に闘っていきましょう。